

二輪自動車公正競争規約集

2025年 4月

一般社団法人自動車公正取引協議会

目 次

(表示関係)

二輪自動車業における表示に関する公正競争規約及び同施行規則	2
第1章 総 則	3
第2章 新 車	5
第3章 中古車	15
第4章 公正取引協議会	24
第5章 違反に対する調査・措置	24
第6章 雑 則	26
二輪自動車保証書作成要領	27
「品質査定基準」並びに「品質評価基準」	28

(景品関係)

景品類等の提供の制限に関する公正競争規約及び同施行規則	33
自動車業における景品類等の提供の制限に関する公正競争規約	33
自動車業における景品類等の提供の制限に関する公正競争規約についての同施行規則	36

二輪自動車業における表示に関する公正競争規約及び同施行規則

●二輪自動車業における表示に関する公正競争規約

平成 15 年 10 月 8 日公正取引委員会認定、平成 15 年 10 月 9 日官報告示第 17 号

変更 平成 27 年 2 月 6 日公正取引委員会及び消費者庁認定、平成 27 年 2 月 20 日官報告示第 2 号

変更 平成 28 年 8 月 30 日公正取引委員会及び消費者庁認定、平成 28 年 9 月 23 日官報告示第 4 号

変更 令和元年 11 月 14 日公正取引委員会及び消費者庁認定、令和元年 12 月 10 日官報告示第 14 号

変更 2023 年 4 月 27 日公正取引委員会及び消費者庁認定、2023 年 6 月 9 日官報告示第 3 号

変更 2024 年 9 月 9 日公正取引委員会及び消費者庁認定、2024 年 9 月 30 日官報告示第 4 号

変更 2025 年 3 月 5 日公正取引委員会及び消費者庁認定、2025 年 3 月 28 日官報告示第 4 号

●二輪自動車業における表示に関する公正競争規約についての新車に関する施行規則

平成 15 年 10 月 8 日公正取引委員会承認

変更 平成 16 年 2 月 5 日公正取引委員会承認

変更 平成 27 年 2 月 4 日公正取引委員会及び消費者庁承認

変更 令和元年 11 月 14 日公正取引委員会及び消費者庁承認

変更 2023 年 4 月 27 日公正取引委員会及び消費者庁承認

変更 2025 年 3 月 5 日公正取引委員会及び消費者庁承認

●二輪自動車業における表示に関する公正競争規約についての中古車に関する施行規則

平成 15 年 10 月 8 日公正取引委員会承認

変更 平成 16 年 2 月 5 日公正取引委員会承認

変更 令和元年 11 月 14 日公正取引委員会及び消費者庁承認

変更 2023 年 4 月 27 日公正取引委員会及び消費者庁承認

変更 2025 年 3 月 5 日公正取引委員会及び消費者庁承認

二輪自動車業における表示に関する公正競争規約及び同施行規則

規 約	—
第 1 章 総則 (目的) 第 1 条 この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第36条第 1 項の規定に基づき、日本国内における二輪自動車の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。 (定義) 第 2 条 この規約において「二輪自動車」とは、小型二輪、軽二輪及び原付自転車を用いる。 2 この規約において「小型二輪」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第 3 条に規定する小型自動車であつて、二輪のもの（側車付きのものを含む。）を用いる。 3 この規約において「軽二輪」とは、道路運送車両法第 3 条に規定する軽自動車であつて、二輪のもの（側車付きのものを含む。）を用いる。 4 この規約において「原付自転車」とは、道路運送車両法第 2 条第 3 項に規定する原動機付自転車を用いる。 5 この規約において「新車」とは、道路運送車両法第60条第 1 項又は第97条の 3 第 1 項の規定による車両番号の指定を受けたことのない小型二輪及び軽二輪並びに地方公共団体の条例の規定による標識の交付を受けたことのない原付自転車（同法第 2 条第 6 項に規定する道路以外の場所（国外を含む。）において使用されたことのある二輪自動車を除く。）を用いる。 6 この規約において「中古車」とは、新車以外の二輪自動車をいう。 7 この規約において「カスタマイズ車」とは、製造時の仕様を変更する行為（輸入車にあつては、道路運送車両法による規制に適合させるためのものを除く。以下「カスタマイズ」という。）が行われた二輪自動車をいう。 8 この規約において「事業者」とは、二輪自動車を製造する事業者及び輸入車を取り扱う事業者であつて海外で二輪自動車を製造する事業者に代わり責任を有する事業者（以下「製造業者」という。）、二輪自動車を販売する事業者（以下	

規 約	—
「販売業者」という。)並びに二輪自動車の取引を仲介する事業者をいう。 9 この規約において「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する商品の取引に関する事項について行う広告その他の表示であって、次に掲げるものをいう。 (1) 商品による広告その他の表示及びこれらに添付した物による広告その他の表示 (2) 見本、チラシ、パンフレット、説明書面その他これらに類似する物による広告その他の表示（ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む。）及び口頭による広告その他の表示（電話によるものを含む。） (3) ポスター、看板（ブラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む。）、ネオンサイン、アドバルーンその他これらに類似する物による広告及び陳列物又は実演による広告 (4) 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送（有線電気通信設備又は拡声器による放送を含む。）、映写、演劇又は電光による広告 (5) 情報処理の用に供する機器による広告その他の表示（インターネット、パソコン通信等によるものを含む。）	

規 約	新 車 に 関 す る 施 行 規 則
第2章 新車 (必要な表示事項) 第3条 事業者は、新車に関するカタログを作成するときは、当該カタログに、次に掲げる事項を邦文で明瞭に表示しなければならない。 (1) 事業者の住所及び氏名又は名称 (2) 車名及び主な仕様区分（グレード、排気量等、当該車両を特定するために必要な項目をいう。以下同じ。） (3) 主要諸元 (4) 製造国名（国産車を除く。） 2 販売業者は、一般消費者に販売する目的で店頭に展示する新車には、規則で定めるところにより、見やすい場所に、次に掲げる事項を邦文で明瞭に表示しなければならない。 (1) 車名及び主な仕様区分 (2) 販売価格 (3) 製造国名（国産車を除く。） (4) 保証（製造業者又は販売業者が、自己の供給する二輪自動車について、一定の条件の下で一定の期間内に発生した故障についての無償修理の責任を負うことをいう。以下同じ。）の有無 3 販売業者は、一般消費者と新車の商談を行うときは、価格表又は価格表に準ずるものにより、当該一般消費者に対し、前項各号に掲げる事項を表示しなければならない。 4 事業者は、新聞、雑誌、インターネット等の広告に販売価格を表示するときは、次に掲げる事項を明瞭に表示しなければならない。 (1) 車名及び主な仕様区分 (2) 製造国名（国産車を除く。）	第1条 二輪自動車業における表示に関する公正競争規約（以下「規約」という。）第3条第2項の「明瞭に表示」とするとは、新車1台ごとに表示することをいう。ただし、同一車名、同一仕様、同一価格のものの複数台数を他のものと区分して展示している場合には、これら複数台数に係る表示であることが分かるようにして表示してもよい。 第2条 規約第3条第2項第4号及び第4項第3号の「保証の有無」（同条第3項及び第6項の規定により表示する場合を含む。）は、保証が付いているものについては「保証付き」、保証が付いていないものについては「保証なし」と表示するものとする。 2 前項の規定により「保証付き」と表示する場合は、次に掲げる事項を付記するものとする。 (1) 「保証の内容」及び「保証期間又は保証走行距離数」（規約第3条第3項及び第4項の規定により表示する場合にあつては、省略できる。） (2) 新車の購入者には「保証書」の交付がある旨（規約第3条第3項、第4項及び第6項の規定により表示する場合にあつては、省略できる。）

規 約	新 車 に 関 す る 施 行 規 則
(3) 保証の有無 5 事業者は、新聞、雑誌、インターネット等の広告において、値引額、値引率、「特価」等の用語により新車の販売価格が有利である旨を表示するときは、その根拠となる販売価格を表示しなければならない。 6 事業者は、新聞、雑誌、インターネット等の広告に通信販売を行う旨を表示するときは、第2項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を表示しなければならない。 7 事業者は、販売価格に割賦販売価格（ローン提携販売又は残価設定方式ローン販売の支払総額を含む。）を併記して表示する場合は、規則で定める事項を表示しなければならない。 8 事業者は、新聞、雑誌、インターネット、折込チラシ等により新車に関する広告を行うときは、一般社団法人自動車公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）の会員である旨を表示しなければならない。 （新車の販売価格の表示方法） 第4条 事業者は、新車の販売価格を表示するときは、店頭において新車を引き渡す場合の現金価格を表示しなければならない。 2 製造業者は、新車の販売価格について希望価格を表示する	第3条 規約第3条第6項の「規則で定める事項」とは、次に掲げる事項をいう。 (1) 送料が必要な場合には、その額 (2) 代金の全部又は一部の支払が新車の引渡し前である場合には、その支払の時期 (3) 申込みの有効期限がある場合には、その期限 (4) 販売数量の制限等、特別の販売条件がある場合には、その内容 (5) 請求により、詳しい販売条件を記載した書面を遅滞なく交付する旨 第4条 規約第3条第7項の「規則で定める事項」とは、次に掲げる事項をいう。 (1) 割賦販売価格（ローン提携販売の支払総額を含む。） (2) 頭金の額 (3) 賦払額 (4) 割賦販売に係る代金の支払回数及び支払期間 (5) 割賦（ローン）手数料の料率（実質年率） (6) その他必要な費用 (7) ローン終了時の条件等（残価設定方式ローン販売の場合）。ただし、電波媒体による場合及び新聞の突き出し広告等スペースの関係で表示が困難な場合には、「ローン終了時の条件等については店頭にて尋ねられたい」旨を付記する等して、表示を省略することができる。 第5条 製造業者は、規約第4条第2項のメーカー希望小売価格を表示するときは、消費税を含めた価格を表示し、次の事項を付記するものとする。ただし、電波媒体による場合及び新聞の突き出し広告等スペースの関係で第2号及び第3号

規 約	新 車 に 関 す る 施 行 規 則
ときは、規則で定めるところにより、メーカー希望小売価格の名称で表示しなければならない。ただし、製造業者が、直接、消費者に販売する場合には、第3項により販売価格を表示しなければならない。 3 販売業者は、新車の販売価格を表示するときは、規則で定めるところにより、自己が販売しようとする価格を、現金販売価格又は現金支払総額の名称を用いて表示しなければならない。 4 事業者は、共同広告において販売価格を表示するときは、規則で定めるところにより表示しなければならない。	の付記が困難な場合には、当該付記を省略することができる。 (1) 車名及び主な仕様区分 (2) 「メーカー希望小売価格は参考価格であり、販売価格は販売業者が独自に定めているので、販売価格については販売業者に尋ねられたい」旨の説明 (3) 「メーカー希望小売価格には、保険料、税金（消費税を除く。）及び諸費用が含まれていない」旨の説明 第6条 規約第4条第3項の「現金販売価格」及び「現金支払総額」とは、次のものをいう。 (1) 現金販売価格 車両の販売価格（消費税を含む。）であって、保険料、税金（消費税を除く。）及び諸費用を含まないものをいう。 (2) 現金支払総額 「現金販売価格」に保険料、税金（消費税を除く。）及び諸費用を加えたものをいう。 2 「現金販売価格」を表示する場合は、次の事項を付記するものとする。ただし、電波媒体による場合及び新聞の突き出し広告等スペースの関係で付記が困難な場合には、付記を省略することができる。 (1) 保険料、税金（消費税を除く。）及び諸費用が表示価格に含まれていない旨の説明 (2) カスタマイズ車にあつては、カスタマイズの内容、費用の内訳及びその合計金額 3 「現金支払総額」を表示する場合は、次の事項を付記するものとする。ただし、電波媒体による場合及び新聞の突き出し広告等スペースの関係で付記が困難な場合には、付記を省略することができる。 (1) 現金販売価格、保険料、税金（消費税を除く。）及び諸費用の額 (2) カスタマイズ車にあつては、カスタマイズの内容、費用の内訳及びその合計金額 第7条 複数の販売業者による共同広告において、一つの販売業者の販売価格を例示する場合には、「販売価格の一例である」旨及び販売業者名を表示するとともに、「各販売業者は価格をそれぞれ独自に定めているので、価格については各販売業者に尋ねられたい」旨を付記するものとする。 2 販売業者と製造業者との共同広告において、価格を例示する場合には、販売価格又はメーカー希望小売価格の別を明ら

規 約	新 車 に 関 す る 施 行 規 則
(購入者に対する書面の交付) 第5条 事業者は、新車の購入者に対し、規則で定める事項を記載した契約書（注文書）を交付しなければならない。 2 事業者は、新車の購入者から中古車を下取りするときは、当該購入者に対し、規則で定めるところにより作成した品質査定書を交付しなければならない。 3 事業者は、保証付きの新車を販売するときは、当該新車の購入者に対し、規則で定めるところにより作成した保証書を交付しなければならない。 (特定用語の表示基準) 第6条 事業者は、自己の供給する新車に関し、次の各号に掲げる用語を表示するときは、それぞれ当該各号及び規則で定めるところによらなければならない。 (1) 最上級を意味する用語 「最高」、「最長」、「BIGGEST」その他の最上級を意味する用語（通俗的な慣用語及び流行語を含み、第7条第1号に該当する用語を除く。）を表示する場合は、その裏	かにして表示するとともに、販売価格を表示する場合にあっては「販売業者が独自に販売価格を定めている」旨、メーカー希望小売価格を表示する場合にあっては「当該価格は参考価格であり、販売業者は独自に販売価格を定めている」旨を付記するものとする。 第8条 規約第5条第1項の契約書（注文書）には、次の事項を表示するものとする。 (1) 車名及び主な仕様区分 (2) 現金販売価格 (3) 保険料、税金（消費税を除く。）、諸費用の額 (4) カスタマイズ車にあっては、カスタマイズの内容及び費用 (5) 下取車がある場合にあっては、当該下取車の明細及び下取価格 (6) その他必要な事項 2 事業者は、前項の契約書（注文書）を購入者に交付したときは、当該契約書（注文書）を交付の日から7年間保存するものとする。 第9条 規約第5条第2項の「品質査定書」には、下取車について、別途定める品質査定基準に従って評価した評価点を記載するものとする。 2 事業者は、前項の品質査定書を購入者に交付したときは、その写しを交付の日から2年間保存するものとする。 第10条 規約第5条第3項の「保証書」は、保証を付ける事業者が、別途定める作成要領に基づき作成するものとする。 2 事業者は、前項の「保証書」を購入者に交付したときは、その写しを保証満了の日まで保存するものとする。 第11条 規約第6条第1号及び第7条第8号の「客観的数値等」とは、例えば次のようなものをいう。 (1) 主要諸元等 (2) 規約第7条第3号に定める統計の数値

規 約	新 車 に 関 す る 施 行 規 則
付けとなる客観的数値等又は根拠を付記すること。 (2) 「完全な…」等の用語 「完全な…」、「完ぺきな…」、「絶対的な…」等の用語は、その内容が社会通念上、妥当な範囲を超えない程度において表示すること。 (3) 「このクラス…」等の抽象的用語 「このクラス…」、「ひとつ上のクラス…」等の抽象的用語は、規則で定めるところにより表示するとともに、そのクラス区分の具体的内容を付記すること。 (4) 「新発売」等の用語 「新発売」、「新型登場」等の商品が新しくなったことを意味する用語は、規則で定めるところにより表示すること。 (特定事項の表示基準) 第7条 事業者は、自己の供給する新車に関し、次の各号に掲げる事項を表示するときは、それぞれ当該各号及び規則で定めるところによらなければならない。 (1) ランキング表示 生産台数、販売台数等のランキング表示を行う場合は、過去1か月以上その順位を確保しているときに限るものとし、その確保期間及びランキングの裏付けとなる客観的な根拠を明瞭に表示すること。 (2) 概数表示 生産量、国内販売量、輸出入量等に関し、統計の数値を概数で表示する場合は、次に定める誤差の範囲で表示すること。 ア 金額を表示する場合にあつては1パーセント以下 イ 台数を表示する場合にあつては3パーセント以下 (3) 統計の数値の出典 統計の数値を表示する場合は、規則で定める官公署、関係団体等が実施した統計調査の結果によることとし、当該数値にその出典を明瞭に併記すること。	第12条 規約第6条第2号の「完全な…」等の用語は、計測可能な条件を100パーセント満足する場合においては、社会通念上妥当な範囲を超えないものと判断できるため、その表示を妨げないものとする。 第13条 規約第6条第3号の「このクラス…」等の表示をする場合は、エンジン排気量により区分するものとする。ただし、規約第7条第3号の統計調査の結果により事実確認が可能なものであれば、エンジン排気量以外のクラス区分を用いてもよい。 第14条 規約第6条第4号の「新発売」、「新型登場」等の用語を使用できる期間は、新型車発表以後6か月とする。ただし、当該新型車についてモデルチェンジ、マイナーチェンジ等の発表が予定されている場合は、その予定日以前の3か月間は当該用語を使用しないものとする。 第15条 規約第7条第1号の「ランキング表示」において、数値や根拠などの条件を同じくするものが存在するときは、自社又は他社に条件を同じくするものが存在する旨を明瞭に表示するものとする。 2 数値や根拠などの条件を比較すべきものが他社に存在しない場合は、規約第7条第1号の「ランキング表示」を行ってはならないものとする。 第16条 規約第7条第3号の統計調査の結果は、次に掲げるものとする。ただし、事実確認が可能な統計調査の結果がほかにもある場合には、当該調査の数値も用いることができる。 (1) 生産台数（日本国内において生産された二輪自動車の台数） 一般社団法人日本自動車工業会調べ

規 約	新 車 に 関 す る 施 行 規 則
(4) 燃料消費率 燃料消費率の表示に使用できる数値は、規則で定めるものによることとし、当該数値にその根拠を併記するものとする。ただし、その数値は、いつ、誰が、どこでも、そのまま出し得るものであるという誤解を招かないように表示しなければならない。	(2) 輸出台数（日本国内において生産し、輸出された二輪自動車の台数） 一般社団法人日本自動車工業会調べ (3) 小型二輪の国内新規検査台数 一般社団法人全国軽自動車協会連合会調べ (4) 軽二輪の国内新規届出台数 一般社団法人全国軽自動車協会連合会調べ (5) 国外における生産又は販売台数（当該国内において生産又は販売された二輪自動車の台数） 当該国の自動車工業会等調べ (6) 世界における生産台数（世界において生産された二輪自動車の台数） (1)及び(5)によるものとする。 (7) 輸入台数（日本国内に輸入された二輪自動車の台数） 財務省調べ (8) 保有台数（日本国内において保有されている二輪自動車の台数） 国土交通省調べ 第17条 規約第7条第4号の「燃料消費率」とは、ガソリン等の燃料を使用する二輪自動車の場合は、燃料1リットル当たりの走行距離をいい、電動の二輪自動車の場合は、一充電走行距離及び交流電力量消費率をいう。 2 規約第7条第4号の数値は、次に掲げる数値とする。 (1) 道路運送車両法第75条第1項の規定による型式の指定又は道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第62条の3第1項の規定による型式の認定を受けた新車にあっては、次のいずれかの数値。ただし、型式の指定又は認定を受けた電動の二輪自動車及び平成24年10月1日前に型式の指定又は認定を受けた新車にあっては、その申請書類に燃料消費率として記載した数値 ア その申請書類に燃料消費率として記載した数値及びその申請書類に記載した数値に基づき公的第三者の計算式により算出した数値 イ その申請書類に記載した数値に基づき公的第三者の計算式により算出した数値 (2) 第1号に規定する新車以外の新車にあっては、製造業者が適正な方法により実施した測定によって得られた数値

規 約	新 車 に 関 す る 施 行 規 則
(5) 最高速度、発進加速及び最高出力 最高速度、発進加速及び最高出力の表示は、新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネット等を用いて表示する場合には、キャッチフレーズ又はアイキャッチャーとして使用しないこと。 (6) 安全、環境及び衛生 新車の安全、環境及び衛生に関する表示を行う場合は、客観的な根拠に基づき、その具体的な内容を明瞭に表示すること。 (7) 写真及びイラスト ア 新車の写真又はイラストを新聞、雑誌、インターネット等に表示する場合は、その車名及び主な仕様区分を併記すること。 イ 写真又はイラストに価格を併記する場合は、その写真又はイラストに使用した新車のものを用いること。 (8) 競合銘柄との比較 競合銘柄との比較表示をする場合は、客観的数値等を用い、その根拠を明瞭に表示すること。 (9) 二輪自動車競技 二輪自動車競技の結果に関する表示を行う場合は、その競技の名称及び内容を明瞭に表示すること。 (10) 雑誌等における年間最優秀車賞等の受賞 雑誌等における年間最優秀車賞等の受賞に関する表示を行う場合は、その名称、主催者名、賞のカテゴリー、受賞時期等を明瞭に表示すること。 (新車の内容に関する不当表示の禁止) 第8条 事業者は、新車の品質、規格、性能その他の内容について、次の各号に掲げる表示をしてはならない。 (1) 第3条から第7条までに規定する事項についての虚偽又は誇大な表示 (2) 特定の車種にしか適合しない新車の品質、特徴その他の内容について、他の車種にも適合すると一般消費者に誤認されるおそれのある表示 (3) 部分的にしか該当しない統計の数値等について、全般的に該当すると一般消費者に誤認されるおそれのある表示 (4) 新機構、新素材等の初搭載に関する虚偽又は誇大な表示 (5) カスタマイズの内容について、実際のもの又は自己と	

規 約	新 車 に 関 す る 施 行 規 則
競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示 (6) 他の事業者の供給する新車の品質、規格、性能その他の内容について、中傷し又は誹謗する表示 (7) 第1号から第6号までに掲げるもののほか、新車の品質、規格、性能その他の内容について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示 (取引条件に関する不当表示の禁止) 第9条 事業者は、新車の販売価格その他の取引条件について、次の各号に掲げる表示をしてはならない。 (1) 第3条から第7条までに規定する事項についての虚偽又は誇大な表示 (2) 表示した販売価格では実際に購入できないにもかかわらず、当該価格で購入できると一般消費者に誤認されるおそれのある表示 (3) 表示した販売価格以外に請求する費用があるにもかかわらず、その旨を明示していない表示 (4) 実際には販売価格に含まれているにもかかわらず、カスタマイズの費用が無料であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示 (5) カスタマイズの費用について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示 (6) 「超激安」、「超特価」等の格安という印象を与える用語を用い、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示 (7) 割賦販売の場合において、割賦販売価格、頭金、賦払金、割賦手数料、支払回数、支払期間その他割賦販売条件について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示 (8) 実際には値引きを行っていないにもかかわらず、値引きを行っているとして一般消費者に誤認されるおそれのある表示	第18条 規約第9条第8号に該当する表示の主な例は、次のとおりである。 (1) 値引額を実際のものよりも多く見せるため、メーカー希望小売価格又は自店通常価格よりも高い価格を表示すること。

規 約	新 車 に 関 す る 施 行 規 則
(9) メーカー希望小売価格、自店通常価格等を比較対照価格に用いる場合における不当な二重価格表示 (10) アフターサービス、保証の内容その他の取引条件について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示 (11) 他の事業者の新車の取引条件について、中傷し又は誹謗する表示 (12) 第1号から第11号までに掲げるもののほか、新車の取引条件について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示 (おとり広告の禁止) 第10条 事業者は、新車に関する広告において、次の各号に掲げる表示をしてはならない。 (1) 取引の申出に係る新車について、取引を行うための準備がなされていない場合その他実際には取引に応じることができない場合のその新車についての表示 (2) 取引の申出に係る新車の供給量が著しく限定されているにもかかわらず、その限定の内容が明瞭に記載されていない場合のその新車についての表示 (3) 取引の申出に係る新車の供給期間、供給の相手方又は顧客一人当たりの供給量が限定されているにもかかわらず、その限定の内容が明瞭に記載されていない場合のそ	(2) 値引額又は値引率を表示する場合において、その算出の基礎としてメーカー希望小売価格又は自店通常価格よりも高い価格を用いること。 (3) 下取車の査定額を表示する場合において、実際のものよりも少ない評価額を表示し、その差額を値引額に含めて、見せかけの値引額を表示すること。 第19条 規約第9条第9号に該当する表示の主な例は、次のとおりである。 (1) メーカー希望小売価格よりも高い価格をメーカー希望小売価格と称して比較対照価格とすること、又は、メーカー希望小売価格がないときに任意の価格をメーカー希望小売価格と称して比較対照価格とすること。 (2) 旧型車両の販売価格の比較対照価格に新型車両のメーカー希望小売価格を用いること。 (3) 自店通常価格よりも高い価格を自店通常価格と称して比較対照価格とすること。 第20条 規約第10条の規定の解釈については、「おとり広告に関する表示」等の運用基準（平成5年公正取引委員会事務局長通達第6号）によるものとする。

規 約	新 車 に 関 す る 施 行 規 則
の新車についての表示 (4) 取引の申出に係る新車について、合理的理由がないのに取引の成立を妨げる行為が行われる場合その他実際には取引する意思がない場合のその新車についての表示 (ステルスマーケティングの禁止) 第10条の2 事業者は、自己の供給する新車の取引について行う表示であって、一般消費者が当該表示であることを判別することが困難であると認められる表示をしてはならない。 (不当表示の教唆等の禁止) 第11条 事業者は、他の事業者を教唆して、第3条から前条までの規定に違反する表示をさせてはならない。 2 事業者は、第3条から前条までの規定に違反する表示をする事業者をほう助してはならない。	第21条 規約第10条の2の規定の解釈については、「一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示」の運用基準（令和5年3月28日消費者庁長官決定）によるものとする。 附 則 この規則は、規約の施行の日（平成15年10月9日）から施行する。 附 則 この規則の変更は、平成16年4月1日から施行する。 附 則 この規則の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。 附 則 この規則の変更は、令和2年1月1日から施行する。 附 則 この規則の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。 附 則 この規則の変更は、令和7年4月1日から施行する。

規 約	中 古 車 に 関 す る 施 行 規 則
(7) 自動車検査証の有効期限（軽二輪及び原付自転車については自動車損害賠償責任保険の有効期限） (8) 保証の有無 (9) 定期点検整備実施の有無（原付自転車を除く。） (10) メインフレームの修正及び交換歴（以下「フレームの修復歴」という。）の有無	3項の規定により表示する場合を含む。）は、道路運送法第2条に規定する自動車運送事業の用に供した二輪自動車をいう。 3 規約第12条第1項第6号の「その他」（同条第2項及び第3項の規定により表示する場合を含む。）は、自動車教習所等において使用した二輪自動車をいい、これを表示する場合には、その区分を明記するものとする。 第5条 規約第12条第1項第7号の「自動車検査証の有効期限（軽二輪及び原付自転車については自動車損害賠償責任保険の有効期限）」は、有効期限の年月の表示で足りるものとする。 第6条 規約第12条第1項第8号の「保証の有無」（同条第2項及び第3項の規定により表示する場合を含む。）は、保証が付いているものについては「保証付き」、保証が付いていないものについては「保証なし」と表示するものとする。 2 前項の規定により「保証付き」と表示する場合は、次に掲げる事項を付記するものとする。 (1) 「保証の内容」及び「保証期間又は保証走行距離数」（規約第12条第2項の規定により表示する場合にあっては、省略できる。） (2) 中古車の購入者には「保証書」の交付がある旨（規約第12条第2項及び第3項の規定により表示する場合にあっては、省略できる。） 第7条 規約第12条第1項第9号の「定期点検整備実施の有無」（同条第2項及び第3項の規定により表示する場合を含む。）は、納車時までに定期点検整備を実施して販売するものを「定期点検整備付き」、定期点検整備を実施しないで販売するものを「現状販売」と表示するものとする。 2 前項の規定により「定期点検整備付き」と表示する場合は「購入者には定期点検整備記録簿及び品質評価書の交付がある旨」を、「現状販売」と表示する場合は「購入者には品質評価書の交付がある旨」を、それぞれ付記するものとする。ただし、規約第12条第2項及び第3項の規定により表示する場合にあっては、省略できるものとする。 第8条 規約第12条第1項第10号の「メインフレーム」には、ハンドルストッパー、シートレール等を含むものとする。

規 約	中 古 車 に 関 す る 施 行 規 則
(11) 車両の品質 2 販売業者は、新聞、雑誌、インターネット等の広告に中古車の販売価格を表示するときは、規則で定めるところにより、前項各号に掲げる事項を明瞭に表示するほか、車台番号を表示しなければならない。 3 販売業者は、新聞、雑誌、インターネット等の広告に通信販売を行う旨を表示するときは、前項の規定により表示するほか、規則で定める事項を表示しなければならない。 4 販売業者は、販売価格に割賦販売価格（ローン提携販売又は残価設定方式ローン販売の支払総額を含む。）を併記して表示する場合は、規則で定める事項を表示しなければならない。	第9条 規約第12条第1項第10号の「フレームの修復歴の有無」（同条第2項及び第3項の規定により表示する場合を含む。）は、販売する中古車にフレームの修復歴がある場合には「有」と表示するとともにその内容を明示するものとし、フレームの修復歴がない場合は「無」と表示するものとする。 第10条 規約第12条第1項第11号の「車両の品質」（同条第2項及び第3項の規定により表示する場合を含む。）は、別途定める品質評価基準に従って評価し、「品質評価書」を用いて表示するものとする。ただし、同条第2項及び第3項の規定により表示する場合にあっては、「販売業者に尋ねられたい」旨を付記することにより代えることができる。 2 「現状販売」の中古車のうち整備を要する箇所があるものについては、その旨を前項の品質評価書に表示するものとする。 第11条 規約第12条第2項及び第3項の「車台番号」の表示は、道路運送車両法第29条及び第30条に規定された車台番号の下3桁以上を表示するものとする。 第12条 規約第12条第3項の「規則で定める事項」とは、次に掲げる事項をいう。 (1) 送料が必要な場合には、その額 (2) 代金の全部又は一部の支払が中古車の引渡し前である場合には、その支払の時期 (3) 申込みの有効期限がある場合には、その期限 (4) 販売数量の制限等、特別の販売条件がある場合には、その内容 (5) 請求により、詳しい販売条件を記載した書面を遅滞なく交付する旨 第13条 規約第12条第4項の「規則で定める事項」とは、次に掲げる事項をいう。 (1) 割賦販売価格（ローン提携販売の支払総額を含む。） (2) 頭金の額 (3) 賦払額 (4) 割賦販売に係る代金の支払回数及び支払期間 (5) 割賦（ローン）手数料の料率（実質年率） (6) その他必要な費用

規 約	中 古 車 に 関 す る 施 行 規 則
5 販売業者は、新聞、雑誌、インターネット、折込チラシ等により中古車に関する広告を行うときは、公正取引協議会の会員である旨を表示しなければならない。 (中古車の販売価格の表示方法) 第13条 販売業者は、中古車の販売価格を表示するときは、店頭において中古車を引き渡す場合の現金価格を表示しなければならない。 2 販売業者は、中古車の販売価格を表示するときは、規則で定めるところにより、自己が販売しようとする価格を、現金販売価格又は現金支払総額の名称を用いて表示しなければならない。	(7) ローン終了時の条件等（残価設定方式ローン販売の場合）。ただし、電波媒体による場合及び新聞の突き出し広告等スペースの関係で表示が困難な場合には、「ローン終了時の条件等については店頭にて尋ねられたい」旨を付記する等して、表示を省略することができる。 第14条 規約第13条第2項の「現金販売価格」及び「現金支払総額」とは、次のものをいう。 (1) 現金販売価格 車両の販売価格（消費税を含む。）であって、保険料、税金（消費税を除く。）及び諸費用を含まないものをいう。 (2) 現金支払総額 「現金販売価格」に保険料、税金（消費税を除く。）及び諸費用を加えたものをいう。 2 「現金販売価格」を表示する場合は、次の事項を付記するものとする。ただし、電波媒体による場合及び新聞の突き出し広告等スペースの関係で付記が困難な場合には、付記を省略することができる。 (1) 保険料、税金（消費税を除く。）及び諸費用が表示価格に含まれていない旨の説明 (2) カスタマイズ車にあつては、カスタマイズの内容、費用の内訳及びその合計金額 3 「現金支払総額」を表示する場合は、次の事項を付記するものとする。ただし、電波媒体による場合及び新聞の突き出し広告等スペースの関係で付記が困難な場合には、付記を省略することができる。 (1) 現金販売価格、保険料、税金（消費税を除く。）及び諸費用の額 (2) カスタマイズ車にあつては、カスタマイズの内容、費用の内訳及びその合計金額

規 約	中 古 車 に 関 す る 施 行 規 則
(走行距離計を取り替えた場合等のシールの貼付) 第14条 販売業者は、中古車が次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を、規則に定めるシールを用いてメインフレームに貼付することにより、明瞭に表示しなければならない。 (1) 走行距離計を取り替えた中古車 (2) 走行距離計の改ざんが明らかな中古車 (購入者に対する書面の交付) 第15条 販売業者は、中古車の購入者に対し、規則で定める事項を記載した契約書（注文書）を交付しなければならない。 2 販売業者は、中古車の購入者に対し、規則で定めるところにより作成した品質評価書を交付しなければならない。 3 販売業者は、中古車の購入者から中古車を下取りするときは、当該購入者に対し、規則で定めるところにより作成した品質査定書を交付しなければならない。	第15条 規約第14条に規定するシールとは、次の事項を明瞭に表示するものとして、公正取引協議会が作成したものをいう。 (1) 走行距離計を取り替えた中古車 ア 走行距離計の取替前及び取替後のキロ数 イ 走行距離計の取替えを実施した事業者の名称 ウ 走行距離計の取替えを実施した年月 (2) 走行距離計の改ざんが明らかな中古車 ア 走行距離計が改ざんされている旨 イ 走行距離計の改ざんが判明した年月 第16条 規約第15条第1項の契約書（注文書）には、次の事項を表示するものとする。 (1) 車名及び主な仕様区分 (2) 現金販売価格 (3) 保険料、税金（消費税を除く。）、諸費用の額 (4) カスタマイズ車にあつては、カスタマイズの内容及び費用 (5) 下取車がある場合にあつては、当該下取車の明細及び下取価格 (6) 走行距離数 (7) その他必要な事項 2 販売業者は、前項の契約書（注文書）を購入者に交付したときは、当該契約書（注文書）を交付の日から7年間保存するものとする。 第17条 規約第15条第2項の「品質評価書」は、第10条の規定により作成するものとする。 2 販売業者は、規約第15条第2項の規定により品質評価書を購入者に交付したときは、その写しを交付の日から2年間保存するものとする。 第18条 規約第15条第3項の「品質査定書」には、下取車について、別途定める品質査定基準に従って評価した評価点を記載するものとする。 2 販売業者は、前項の品質査定書を購入者に交付したときは、その写しを交付の日から2年間保存するものとする。

規 約	中 古 車 に 関 す る 施 行 規 則
4 販売業者は、保証付きの中古車を販売するときは、当該中古車の購入者に対し、規則で定めるところにより作成した保証書を交付しなければならない。 5 販売業者は、定期点検整備付きの中古車を販売するときは、当該中古車の購入者に対し、定期点検整備記録簿を交付しなければならない。 (特定事項の表示基準等) 第16条 販売業者は、自己の供給する中古車に関し、次の各号に掲げる事項を表示するときは、それぞれ当該各号に定めるところによらなければならない。 (1) 写真及びイラスト ア 中古車の写真又はイラストを新聞、雑誌、インターネット等に表示する場合は、その車名及び主な仕様区分を併記すること。 イ 写真又はイラストに販売価格を併記する場合は、その写真又はイラストに使用した中古車のものを用いること。 (2) 最上級を意味する用語 「首位」、「第1位」、「トップ」、「最高」、「最長」、「BIGGEST」その他の最上級を意味する用語（通俗的な慣用語及び流行語を含む。）を表示する場合は、その裏付けとなる客観的数値等又は根拠を付記すること。 (3) 「完全な…」等の用語 「完全な…」、「完ぺきな…」、「絶対的な…」等の用語は、その内容が社会通念上、妥当な範囲を超えない程度において表示すること。 (中古車の内容に関する不当表示の禁止) 第17条 販売業者は、中古車の品質、規格、性能その他の内容について、次の各号に掲げる表示をしてはならない。 (1) 第12条から第16条までに規定する事項についての虚偽又は誇大な表示 (2) 「新古車」等、新車であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示 (3) 走行距離計の操作、取替えなどにより、走行距離数について、実際のものよりも少ないと一般消費者に誤認されるおそれのある表示	第19条 規約第15条第4項の「保証書」は、保証を付ける販売業者が、別途定める作成要領に基づき作成するものとする。 2 販売業者は、前項の「保証書」を購入者に交付したときは、その写しを保証満了の日まで保存するものとする。 第20条 販売業者は、規約第15条第5項の規定により定期点検整備記録簿を購入者に交付したときは、その写しを交付の日から2年間保存するものとする。

規 約	中 古 車 に 関 す る 施 行 規 則
(4) 実際にはフレームの修復歴があるにもかかわらず、その旨を表示しないことにより、フレームの修復歴がないと一般消費者に誤認されるおそれのある表示 (5) 冠水車であるにもかかわらず、その旨を表示しないこと等により、冠水車でないと一般消費者に誤認されるおそれのある表示 (6) 整備状況について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示 (7) カスタマイズの内容について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示 (8) 他の事業者の供給する中古車の品質、規格、性能その他の内容について、中傷し又は誹謗する表示 (9) 第1号から第8号までに掲げるもののほか、中古車の品質、規格、性能その他の内容について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示 (取引条件に関する不当表示の禁止) 第18条 販売業者は、中古車の販売価格その他の取引条件について、次の各号に掲げる表示をしてはならない。 (1) 第12条から第16条までに規定する事項についての虚偽又は誇大な表示 (2) 表示された販売価格では実際に購入できないにもかかわらず、当該価格で購入できると一般消費者に誤認されるおそれのある表示 (3) 表示した販売価格以外に請求する費用があるにもかかわらず、その旨を明示していない表示 (4) 実際には販売価格に含まれているにもかかわらず、カスタマイズの費用が無料であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示 (5) カスタマイズの費用について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示 (6) 「超激安」、「超特価」等の格安という印象を与える用語を用い、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると	

規 約	中 古 車 に 関 す る 施 行 規 則
一般消費者に誤認されるおそれのある表示 (7) 割賦販売の場合において、割賦販売価格、頭金、賦払額、割賦手数料、支払回数、支払期間その他割賦販売条件について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示 (8) 実際には値引きを行っていないにもかかわらず、値引きを行っているとして一般消費者に誤認されるおそれのある表示 (9) 新車時のメーカー希望小売価格を比較対照価格に用いた二重価格表示 (10) 自店通常価格を比較対照価格に用いる場合における不当な二重価格表示 (11) アフターサービス、保証の内容その他の取引条件について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示 (12) 他の事業者の中古車の取引条件について、中傷し又は誹謗する表示 (13) 第1号から第12号までに掲げるもののほか、中古車の取引条件について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示 (おとり広告の禁止) 第19条 販売業者は、中古車に関する広告において、次の各号に掲げる表示をしてはならない。 (1) 取引の申出に係る中古車について、取引を行うための準備がなされていない場合その他実際には取引に応じることができない場合のその中古車についての表示 (2) 取引の申出に係る中古車の供給量が著しく限定されているにもかかわらず、その限定の内容が明瞭に記載されていない場合のその中古車についての表示 (3) 取引の申出に係る中古車の供給期間、供給の相手方又は顧客一人当たりの供給量が限定されているにもかかわらず、その限定の内容が明瞭に記載されていない場合のその中古車についての表示 (4) 取引の申出に係る中古車について、合理的理由がないのに取引の成立を妨げる行為が行われる場合その他実際には取引する意思がない場合のその中古車についての表示	第21条 規約第19条の規定の解釈については、「おとり広告に関する表示」等の運用基準（平成5年公正取引委員会事務局長通達第6号）によるものとする。

規 約	中 古 車 に 関 す る 施 行 規 則
(ステルスマーケティングの禁止) 第19条の2 事業者は、自己の供給する中古車の取引について行う表示であって、一般消費者が当該表示であることを判別することが困難であると認められる表示をしてはならない。 (不当表示の教唆等の禁止) 第20条 事業者は、他の事業者を教唆して、第12条から前条までの規定に違反する表示をさせてはならない。 2 事業者は、第12条から前条までの規定に違反する表示をする事業者をほう助してはならない。	第22条 規約第19条の2の規定の解釈については、「一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示」の運用基準（令和5年3月28日消費者庁長官決定）によるものとする。 附 則 この規則は、規約の施行の日（平成15年10月9日）から施行する。 附 則 この規則の変更は、平成16年4月1日から施行する。 附 則 この規則の変更は、令和2年1月1日から施行する。 附 則 この規則の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。 附 則 この規則の変更は、令和7年4月1日から施行する。

規 約	—
第4章 公正取引協議会 (規約の運用機関) 第21条 この規約の運用機関は、公正取引協議会とする。 (公正取引協議会の事業) 第22条 公正取引協議会は、この規約の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 一般消費者及び事業者に対するこの規約の普及啓発に関すること。 (2) 一般消費者及び事業者からのこの規約に関する相談並びにこの規約の適用を受ける事業者の指導に関すること。 (3) この規約に基づく表示基準の設定に関すること。 (4) この規約の適用を受ける事業者のこの規約の遵守状況の調査に関すること。 (5) この規約の規定に違反する疑いのある事実の調査及びこの規約の規定に違反する事業者に対する是正のための措置に関すること。 (6) 景品表示法及び公正取引に関する法令の普及並びにこれらの法令の違反の防止に関すること。 (7) 自動車の取引の公正化に関する研究に関すること。 (8) 一般消費者からの苦情の処理に関すること。 (9) 関係官公庁及び関係団体との連絡に関すること。 (10) その他公正取引協議会の目的を達成するために必要なこと。 第5章 違反に対する調査・措置 (違反に対する調査等) 第23条 公正取引協議会は、第3条から第20条までの規定に違反する事実があると思料するときは、関係者を招致し、事情を聴取し、関係者に資料の提出、報告を求め、参考人の意見を求め、その他必要な調査をすることができる。 2 公正取引協議会は、第3条から第20条までの規定の遵守状況について、事業者に資料の提出又は報告を求める等、必要な調査をすることができる。 3 事業者は、前二項の規定による公正取引協議会の調査に協力しなければならない。 4 公正取引協議会は、前項の規定に違反して調査に協力しない事業者又は虚偽の報告を行った事業者に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは	

規 約	—
10万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。 5 第1項及び第2項の規定により調査を行う者が関係事業者の事務所、その他事業を行う場所に立ち入るときは、身分を示す証票を関係者に提示しなければならない。 (違反に対する措置) 第24条 公正取引協議会は、第3条から第20条までの規定に違反する行為があると認めるときは、当該違反行為を行った事業者に対し、当該違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨、当該違反行為又はこれに類似する違反行為を再び行ってはならない旨その他これらに関連する事項を実行すべき旨を文書をもって警告し、また、第17条第3号又は第5号の規定に違反する行為を行った事業者に対し、50万円以下の違約金を課することができる。 2 公正取引協議会は、前項の警告を受けた事業者が当該警告に従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、100万円以下の違約金を課し、若しくは除名処分をし、又は消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。 3 公正取引協議会は、前条第4項又は前二項の規定により警告をし、又は違約金を課し、若しくは除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。 (違反に対する決定) 第25条 公正取引協議会は、第23条第4項又は前条第1項若しくは第2項の規定による措置(警告を除く。)を採ろうとする場合には、採るべき措置の案(以下「決定案」という。)を作成し、これを当該事業者に送付するものとする。 2 前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から10日以内に公正取引協議会に対して文書によって異議の申立てをすることができる。 3 公正取引協議会は、前項の異議の申立てがあつた場合には、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいて更に審理を行い、それに基づいて決定を行うものとする。 4 公正取引協議会は、第2項に規定する期間内に異議の申立てがなかった場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。	

規 約	—
第6章 雑則 (規則) 第26条 公正取引協議会は、この規約の実施に関する規則を定めることができる。 2 前項の規則を設定し、又は変更しようとするときは、事前に公正取引委員会及び消費者庁長官の承認を受けるものとする。 附 則 この規約は、公正取引委員会の認定の告示のあった日(平成15年10月9日)から施行する。 附 則 この規約の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び 消費者庁長官の認定の告示のあった日から施行する。 附 則 この規約の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び 消費者庁長官の認定の告示のあった日から施行し、平成28年4月1日から適用する。 附 則 この規約の変更は、令和2年1月1日から施行する。 附 則 この規約の変更は、この規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。 附 則 この規約の変更は、令和6年10月1日から施行する。 附 則 この規約の変更は、令和7年4月1日から施行する。	

保証書作成要領

「保証つき」で販売する場合は、保証書作成要領に基づいて作成した保証書（様式は任意）に必要事項を記入し、購入者に交付するとともに写しを保存すること。

記 載 事 項	記 載 の ポ イ ン ト
1. 保証書である旨	「保証書である旨」とは、「保証書」「保証証券」等の名称をいう
2. 車名、型式、登録番号及び車台番号	保証の対象となる車両の車名、型式、登録番号及び車台番号を記入する
3. 保証者の氏名又は名称、住所及び電話番号	保証書の内容について、最終的に責任を負う事業者の氏名又は名称、住所、電話番号を記入する
4. 無料修理等の実施者の氏名又は名称、住所及び電話番号	保証者と保証書に基づく無料修理等の実施者とが異なる場合、実施者の氏名又は名称、住所及び電話番号を記入する
5. 保証期間又は保証走行距離数	無料修理等を行う期間の始期及び終期を記入する。走行距離数により実施する場合は、積算走行距離数を記入する。 なお、二輪車の部分により保証期間又は保証走行距離数が異なる場合は、その部分を明らかにして、その対象ごとに保証期間を記入する
6. 保証の態様	保証期間中の故障等に対し、保証書に基づいて保証者が採るべき無料修理、部品取替え等の処理の方法について記入する
7. 保証の対象となる部分	二輪自動車のすべての部分について保証しているのか、部分的な保証なのかを明らかにして、部分的な保証である場合は、対象となる部分又は対象外となる部分を記入する
8. 保証の適用除外に関する事項	保証期間内又は保証走行距離内であっても、保証書に基づく無料修理等を受けられない場合を具体的に記入する
9. 消費者の費用負担となる場合があれば、その内容	保証期間内に部品代、工賃等の一部が有料となる場合は、有料となる費目を記入する なお、保証期間内に無料修理等を行う際に、出張料等が有料である場合は、その旨を記入する
10. 保証を受けるための条件又は手続き	保証書の提示、定期点検の履行等保証を受けるために、消費者が行わなければならない事項を具体的に記入する

※ 有償保証の場合も、保証書作成要領に準じて作成した保証書を交付して下さい。

「品質査定基準」並びに「品質評価基準」

「二輪自動車業における表示に関する公正競争規約についての新車に関する施行規則」第9条第1項並びに「二輪自動車業における表示に関する公正競争規約についての中古車に関する施行規則」第9条第1項及び第16条第1項の規定に基づき、「品質査定基準」並びに「品質評価基準」を次のとおり定める。

I 品質査定基準

- 1 販売業者が中古車を下取りする場合の品質査定基準は別紙「品質評価基準表」のとおりとし、購入者に交付する「品質査定書」の様式は別紙様式1を標準とする。
- 2 品質査定は、次の要領に従い行うものとする。
 - (1) 品質査定は、別紙基準表により評価項目ごとに評価を行うものとする。
 - (2) 査定価格は評価結果に基づいて販売業者それぞれが算出するものとする。
 - (3) 販売業者は、品質査定の結果を「品質査定書」に記載し、購入者に交付するものとする。
 - (4) 品質査定は、公正取引協議会が行う「品質評価者講習会」を受講した品質評価者が行うものとする。
- 3 別紙様式1の「品質査定書」による場合の記入方法は次のとおりとする。
 - (1) 評価する車両を特定する「車名」、「主な仕様区分」、「初度登録（届出）年」、「車台番号」、「走行距離数」を記載すること。
 - (2) 車両状態について、「エンジン」、「足回り」、「電気・保安」、「車体」、「外装」ごとに別紙基準表に基づき、良好か要整備かのいずれかを○で囲むこと。
 - (3) 車両図に、傷、凹凸等の箇所を略語を用いて記入すること。
 - (4) メインフレームの修正・交換歴がある場合には、修正又は交換のいずれかを○で囲むこと。
 - (5) 走行距離計が交換又は改ざんされていることが判明した場合にはそのいずれかを○で囲むこと。
 - (6) 車両状態で特別に記録すべき事項があれば、特記事項欄に記載すること。
 - (7) 査定価格については評価結果に基づいて販売店それぞれが算出した価格を記入すること。
- 4 販売業者が別紙基準表と異なる評価基準を定める場合は、次によるものとする。
 - (1) 別紙基準表の評価項目を満たしたものであること。
 - (2) 自己が定めた「評価基準表」及びそれに基づく「品質査定書」を用いる場合には、公正取引協議会の監修を受けること。
 - (3) 「品質査定書」に「(一社)自動車公正取引協議会監修」の文言を記載すること。

Ⅱ 品質評価基準

- 1 販売業者が販売する二輪中古車の品質を評価する場合の品質評価基準は別紙「品質評価基準表」のとおりとし、購入者に交付する「品質評価書」の様式は別紙様式2を標準とする。
- 2 品質評価は、次の要領に従い行うものとする。
 - (1) 品質評価は、別紙基準表により評価項目ごとにそれぞれの小項目について評価し、その評価点に基づき評価を行うものとする。
 - (2) 販売業者は、品質評価の結果を「品質評価書」に記載し、店頭展示車に表示するとともに、購入者に品質評価書を交付するものとする。
 - (3) 品質評価は、公正取引協議会が行う「品質評価者講習会」を受講した品質評価者が行うものとする。
- 3 別紙様式2の「品質評価書」による場合の記入方法は次のとおりとする。
 - (1) 評価する車両を特定する「車名」、「主な仕様区分」、「初度登録（届出）年」、「車台番号」、「走行距離数」を記載すること。
 - (2) 車両状態について「エンジン」、「足回り」、「電気・保安」、「車体」、「外装」ごとに「評価基準表」に基づき、整備済で良好か、現状（整備なし）で良好か、要整備かのいずれかを○で囲むこと。
 - (3) 要整備の場合には要調整、要加修、要分解・交換の欄に該当する部位を記入すること。
 - (4) 整備済の場合又は整備をして販売する場合は、整備記録簿を購入者に交付すること。
 - (5) メインフレームの修正又は交換歴がある場合には、□にチェックをし、修正又は交換のいずれかを○で囲むこと。
 - (6) 走行メーターを取り替えた場合には、取替前と取替後のメーター数を記入すること。また、メーターの改ざんが判明した場合には「メーターが改ざんされています」の□にチェックすること。
 - (7) カスタマイズがされている車両は「特記事項」にカスタマイズの内容を表記すること。
- 4 販売業者が別紙基準表と異なる評価基準を定める場合は、次によるものとする。
 - (1) 別紙基準表の評価項目を満たしたものであること。
 - (2) 自己が定めた「評価基準表」及びそれに基づく「品質評価書」を用いる場合には、公正取引協議会の監修を受けること。
 - (3) 「品質評価書」に「(一社)自動車公正取引協議会監修」の文言を記載すること。

品質評価基準表

品質評価		良好	要整備		
評価項目		整備済・現状 (3点)	要調整 (2点)	要加修 (1点)	要分解・交換 (0点)
エンジン	品質評価	正常に作動している状態	作動しているが、一部に不調な部位や錆、傷等が見られる	作動不良があり	部品交換または分解整備が必要
	※機能	正常に作動	軽微な不調	オイル上がり、下がり、異音等あり	エンジン不調
	外観	傷は多少あるが良好	傷、錆びがあり	ひびや割れがあり	欠損・破損あり
	ラジエター	傷は多少あるが良好	傷、錆びやクーラントしみ等あり	凹み、ひび割れでクーラント漏れがあり	欠損・破損あり
	キャブ・インジェクション	正常に作動	アイドリング不調等があり	作動不良があり整備が必要	作動しない
足回り	品質評価	正常に作動している状態	作動しているが、一部に不調な部位や錆、傷等が見られる	作動不良があり	部品交換または分解整備が必要
	フロントフォーク及びリヤショック	正常に作動	作動は良好であるが、錆、傷、腐食錆、傷があり	錆、傷等が多く、オイル漏れフォークの振れがあり	割れ、ひび、凹み、曲がり等
	ステム	正常に作動	作動は良好であるが、錆、傷、腐食あり	作動不良、ガタツキ等があり整備が必要	割れ、ひび、曲がり等
	ハンドル	傷は多少あるが、良好	若干の曲がり等あり	錆や傷、曲がり等が多い	曲がりや錆、傷が多い
	ホイール・タイヤ	正常に作動、タイヤは、磨耗が少ない	錆び、傷があり、タイヤは使用可能	錆び、傷があり、タイヤは、スリップマークが近い	曲がり、ひび、凹み磨耗等が大きい
	※ブレーキ	正常に作動	作動は良好であるが、錆、傷、パッドキャリパーの磨耗等が一部ある	錆、傷、パットの磨耗等により整備が必要	錆、傷、曲がり、ひび、等が多く、使用できない
	スイングアーム	正常に作動	作動は良好であるが、錆、傷、がある	錆、傷、腐食により整備が必要	曲がり、ひび、凹み等が多い
	チェーン・スプロケット	正常に作動	チェーンに伸び、錆があり、スプロケットは使用可能	チェーンに伸びや錆があり、スプロケットは、磨耗が大きい	錆、伸び等によるチェーンのヘタリがあり、スプロケットの磨耗が大きい
電気・保安	品質評価	正常に作動している状態	作動は良好であるが、錆、傷や割れがあり	作動不良があり	部品交換または分解整備が必要
	※メーター	正常に作動	作動は良好であるが、錆や傷がある	カバー類や作動に不良がある	メーター不調、破損・欠品がある
	灯火類	正常に作動	作動は良好であるが、錆や傷がある	作動に不良がある	バッテリー、ヘッドライト、ウインカー等の不良・破損
	ミラー	正常	錆、傷がある	錆、傷も多く、曲がり、凹もある	破損、欠品等がある
車体	品質評価	正常に作動している状態	使用上問題のない錆、傷等あり	振れ、曲がり等により修正が必要なもの	振れ、曲がり、破損等により修正できない状態
	※メインフレーム ----- フレーム シートレール ハンドルストッパー	正常	錆、傷がある	腐食、凹み等がある	曲がり、振れ、凹み、破損等がある
	ステップ	正常に作動	錆、傷がある	曲がり、削れ等がある	破損・欠品がある
	スタンド	正常に作動	錆、傷がある	曲がり、凹み、ひびがある	破損・欠品がある
外装	品質評価	傷等は目立たなく、きれいな状態	使用上問題のない錆、傷等あり	ひび割れ、凹み等があり	破損・欠品、割れ等あり
	カウル	目立たない傷がある	錆、傷がある	曲がり、凹み、ひびがある	破損・欠品・割れがある
	タンク	目立たない傷がある	錆、傷がある	タンク内に錆、外面に凹みがある	破損・欠品・がある
	シート	目立たない傷がある	錆、傷がある	破れ、ヘタリがある	破損・欠品がある
	フェンダー	目立たない傷がある	錆、傷がある	曲がり、凹み、ひびがある	破損・欠品・割れがある
	マフラー	目立たない傷がある	錆、傷がある	凹み、ひびがある	破損・欠品がある

＜総合評価の仕方＞

1. 基本の考え方として次の点数とする

・良好（整備済・現状）3点／ ・要整備（要調整）2点／ ・要整備（要加修）1点／ ・要整備（要分解・交換）0点

2. 評価項目の点数のつけ方

小項目毎に評価点数を出し、その平均点で評価する（小数点以下は、切り捨て）。

但し※の小項目が、「要整備（要分解・交換）（0点）」の場合は、他の小項目が良くても要整備（要分解・交換）と評価する。

＜例＞外装項目については、

カウル 2点（要調整）／タンク 1点（要加修）／シート 2点（要調整）／フェンダー 2点（要調整）／マフラー 2点（要調整）

2 + 1 + 2 + 2 + 2 = 9点 ÷ 5 = 1.8点 → 1点「要整備」

品質査定書

この車両の品質の査定は次の通りです。

氏 名		住 所	
職 業		生 年 月 日	

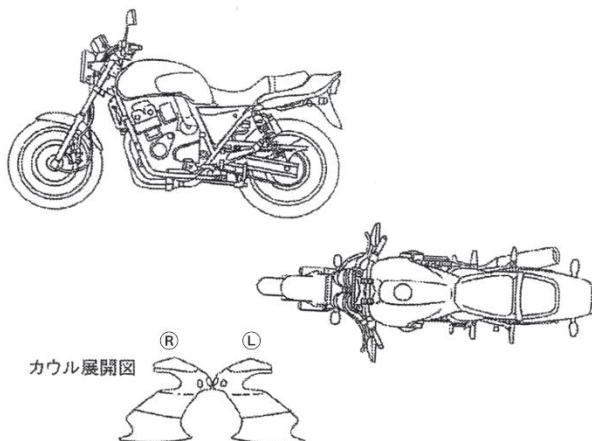
車 名		車 台 番 号	
主な仕様区分		走 行 距 離	
初度登録（届出）年			

☐ 車両状態は次のとおりです。

エンジン	足回り	電気・保安
良 好 ・ 要 整 備	良 好 ・ 要 整 備	良 好 ・ 要 整 備
車 体	外 装	メインフレーム修正・交換
良 好 ・ 要 整 備	良 好 ・ 要 整 備	走行距離計の交換・減算歴

※上記における各項目の査定は、裏面「品質評価基準表」に基づきます。

傷	凹凸	曲り	腐食	割れ	替・改	錆び	
A	U	B	C	T	X	S	



特記事項

査定価格

☐ 備 考

☐ 会員販売店 _____ 品質評価者 _____ 評価日 _____

一般社団法人 自動車公正取引協議会

品質評価書		車名		車台番号	
-------	--	----	--	------	--

車両の情報					
走行距離数		km			
メーターの減算歴		☐ 有 ☐ 無		メーターの交換歴 ☐ 有 ☐ 無	

車両の品質の状態 各項目の評価は、「品質評価基準表」に基づきます。購入者には品質評価書を交付します。詳細はスタッフにお尋ねください。					
項 目	評 価		整 備 内 容 等		特記事項（カスタマイズ等）
エ ン ジ ン	☐ 良好 （ ☐ 整備済 ☐ 現状）	☐ 要整備【整備が必要な部位は右記の通りです】 （ ☐ 要調整 ☐ 要加修 ☐ 要分解交換）			
足 回 り	☐ 良好 （ ☐ 整備済 ☐ 現状）	☐ 要整備【整備が必要な部位は右記の通りです】 （ ☐ 要調整 ☐ 要加修 ☐ 要分解交換）			
電気・保安	☐ 良好 （ ☐ 整備済 ☐ 現状）	☐ 要整備【整備が必要な部位は右記の通りです】 （ ☐ 要調整 ☐ 要加修 ☐ 要分解交換）			
車 体	☐ 良好 （ ☐ 整備済 ☐ 現状）	☐ 要整備【整備が必要な部位は右記の通りです】 （ ☐ 要調整 ☐ 要加修 ☐ 要分解交換）			
外 装	☐ 良好 （ ☐ 整備済 ☐ 現状）	☐ 要整備【整備が必要な部位は右記の通りです】 （ ☐ 要調整 ☐ 要加修 ☐ 要分解交換）			

販売店名		品質評価者		評価日	年 月 日
------	--	-------	--	-----	-----------

お客様ご署名
 私は、上記の内容を確認しました。 ご署名日 年 月 日 ご署名

景品類等の提供の制限に関する公正競争規約及び同施行規則

●自動車業における景品類等の提供の制限に関する公正競争規約

平成 54 年 12 月 3 日公正取引委員会認定、平成 54 年 12 月 6 日官報告示第 46 号
変更 平成 55 年 8 月 20 日公正取引委員会認定、平成 55 年 8 月 28 日官報告示第 25 号
変更 平成 8 年 5 月 9 日公正取引委員会認定、平成 8 年 5 月 9 日官報告示第 6 号
変更 平成 19 年 9 月 28 日公正取引委員会認定、平成 19 年 10 月 1 日官報告示第 32 号
変更 平成 27 年 2 月 6 日公正取引委員会及び消費者庁認定、平成 27 年 2 月 20 日官報告示第 2 号

●自動車業における景品類等の提供の制限に関する公正競争規約についての施行規則

平成 54 年 12 月 3 日公正取引委員会承認
変更 平成 2 年 3 月 2 日公正取引委員会承認
変更 平成 8 年 5 月 9 日公正取引委員会承認
変更 平成 19 年 9 月 28 日公正取引委員会承認

自動車業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約

(目 的)

- 第1条 この公正競争規約（以下「規約」という。）は、自動車業における不当な景品類の提供の制限を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般の消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。
- 2 前項の目的を達成するため、事業者は、自動車に関連する商品又は役務の取引に附随して景品類を提供する場合においても、この規約の趣旨を尊重するものとする。

(定 義)

- 第2条 この規約において「自動車」とは、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 2 条第 2 項に規定する自動車（小型特殊自動車を除く。）及び同条第 3 項に規定する原動機付自転車をいう。
- 2 この規約において「事業者」とは、自動車を製造する事業者（以下「製造業者」という。）及び自動車を販売し若しくは輸入して販売する事業者（以下「販売業者」という。）をいう。
- 3 この規約において「景品類」とは、顧客を誘引するための手段として、方法のいかんを問わず、事業者が自己の供給する自動車の取引に附随して相手方に提供する物品、金銭その他の経済上の利益であって、次に掲げるものをいう。ただし、正常な商慣習に照らして値引き又はアフターサービスと認められる経済上の利益及び正常な商慣習に照らして自動車に附随すると認められる経済上の利益は、含まない。
- (1) 物品及び土地、建物その他の工作物
 - (2) 金銭、金券、預金証書、当せん金附証票及び公社債、株券、商品券その他の有価証券
 - (3) きょう応（映画、演劇、スポーツ、旅行その他の催物等への招待又は優待を含む。）
 - (4) 便益、労務その他の役務

(一般消費者に対する景品類の提供の制限)

第3条 事業者は、一般消費者に対し、次に掲げる範囲を超えて景品類を提供してはならない。

- (1) 懸賞により提供する景品類にあつては、「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」(昭和 52 年公正取引委員会告示第 3 号) の範囲
- (2) 懸賞によらないで提供する景品類にあつては、「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」(昭和 52 年公正取引委員会告示第 5 号) の範囲

(販売業者等に対する景品類の提供の制限)

第4条 事業者は、販売業者又は自動車を使用して一般消費者に役務を提供する事業者に対し、懸賞により景品類を提供する場合は、「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」(昭和 52 年公正取引委員会告示第 3 号) の範囲を超えて景品類を提供してはならない。

(規約の運用機関)

第5条 この規約の運用機関は、一般社団法人自動車公正取引協議会(以下「公正取引協議会」という。)とする。

(公正取引協議会の事業)

第6条 公正取引協議会は、この規約の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 一般消費者及び事業者に対するこの規約の普及啓発に関すること。
- (2) 一般消費者及び事業者からのこの規約に関する相談並びにこの規約の適用を受ける事業者の指導に関すること。
- (3) この規約に基づく景品類の提供の制限に関する基準の設定に関すること。
- (4) この規約の適用を受ける事業者のこの規約の遵守状況の調査に関すること。
- (5) この規約の規定に違反する疑いのある事実の調査及びこの規約の規定に違反する事業者に対する是正のための措置に関すること。
- (6) 不当景品類及び不当表示防止法(昭和 37 年法律第 134 号) 及び公正取引に関する法令の普及並びに違反の防止に関すること。
- (7) 自動車の取引の公正化に関する研究に関すること。
- (8) 一般消費者からの苦情の処理に関すること。
- (9) 関係官公庁及び関係団体との連絡に関すること。
- (10) その他公正取引協議会の目的を達成するために必要なこと。

(違反に対する調査)

第7条 公正取引協議会は、第 3 条又は第 4 条の規定に違反する事実があると思料するときは、関係者を招致し、参考人から意見を求め、その他その事実について必要な調査をすることができる。

2 事業者は、前項の規定による公正取引協議会の調査に協力しなければならない。

3 公正取引協議会は、前項の規定に違反して調査に協力しない事業者に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは 10 万円以下の違約金を課し、又は除名処分することができる。

(違反に対する措置)

第8条 公正取引協議会は、第3条又は第4条の規定に違反する行為があると認めるときは、当該違反行為を行った事業者に対し、当該違反行為を排除するために必要な措置をとるべき旨及び当該違反行為又はこれに類似する違反行為を再び行ってはならない旨を文書をもって警告することができる。

2 公正取引協議会は、前項の警告を受けた事業者が当該警告に従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、100万円以下の違約金を課し、若しくは除名処分をし、又は消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。

3 公正取引協議会は、前条第3項又は前二項の規定により警告し、又は違約金を課し若しくは除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。

(違反に対する決定)

第9条 公正取引協議会は、第6条第3項又は前条第2項の規定による措置（警告を除く。）を採ろうとする場合には、採るべき措置の案（以下「決定案」という。）を作成し、これを当該事業者に送付するものとする。

2 前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から10日以内に公正取引協議会に対して文書によって異議の申立てをすることができる。

3 公正取引協議会は、前項の異議の申立てがあった場合には、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいて更に審理を行い、それに基づいて決定を行うものとする。

4 公正取引協議会は、第2項に規定する期間内に異議の申立てがなかった場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。

(規則の制定)

第10条 公正取引協議会は、この規約の実施に関する事項について規則を定めることができる。

2 前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。

附 則

この規約は、公正取引委員会の認定の告示のあった日から起算して1か月を経過した日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成8年5月10日から施行する。

2 この規約の施行前において事業者がした行為については、なお従前の例による。

附 則

1 この規約の変更は、公正取引委員会の認定の告示があった日から施行する。

2 この規約の変更の施行前において事業者がした行為については、なお従前の例による。

附 則

1 この規約の変更は、公正取引委員会の認定の告示があった日から施行する。

自動車業における景品類の提供の制限に関する

公正競争規約についての施行規則

(製造業者の範囲)

第1条 自動車業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約（以下「規約」という。）第2条第2項の「製造業者」には、当該事業者の製造する自動車を販売業者に卸売する事業者（いわゆる自販会社）及び外国製自動車を輸入し、専ら販売業者に卸売する事業者を含むものとする。

(景品類の解釈)

第2条 規約第2条第3項に規定する「景品類」の解釈等については、「景品類等の指定の告示の運用基準について」（昭和52年公取委事務局長通達第7号）によるものとする。

(景品類の価額の算定)

第3条 規約第2条第3項に規定する景品類の価額の算定については、「景品類の価額の算定基準について」（昭和53年公取委事務局長通達第9号）によるものとする。

(懸賞による景品類の提供の制限)

第4条 規約第3条第1号及び第4条の規定の運用等については、「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」の運用基準について」（昭和52年公取委事務局長通達第4号）によるものとする。

(懸賞によらない景品類の提供の制限)

第5条 規約第3条第2号の規定の運用等については、「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」の運用基準について」（昭和52年公取委事務局長通達第6号）によるものとする。

附 則

この規則は、公正取引委員会の承認を受け、かつ、規約が施行される日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前において事業者がした行為については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成8年5月10日から施行する。
- 2 この規則の施行前において事業者がした行為については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則の変更は、規約の変更について公正取引委員会の認定の告示があった日から施行する。
- 2 この規則の変更の施行前において事業者がした行為については、なお従前の例による。

二輪自動車公正競争規約集

2025年 4月 改訂版

一般社団法人自動車公正取引協議会

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-30
(サウスビル永田町) TEL (03) 5511-2113 (代)